

改正	平成26年3月28日規則第16号 平成27年7月21日規則第71号 平成27年12月28日規則第109号 平成29年2月24日規則第7号 平成30年3月30日規則第14号 平成31年3月8日規則第11号 令和2年10月13日規則第87号 令和3年2月26日規則第12号 令和4年3月31日規則第22号	平成27年3月20日規則第14号 平成27年12月15日規則第91号 平成28年3月18日規則第18号 平成29年10月17日規則第66号 平成30年3月30日規則第15号 令和元年12月24日規則第56号 令和2年11月27日規則第95号 令和3年3月31日規則第28号
----	--	---

住民基本台帳法施行条例施行規則をここに公布する。

住民基本台帳法施行条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、住民基本台帳法施行条例（平成14年北海道条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(道内の市町村の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供方法)

第2条 条例第3条の規定による都道府県知事保存本人確認情報の提供は、電子計算機（入出力装置を含む。次条において同じ。）の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号。次条において「総務省告示」という。）によるものとする。

一部改正〔平成27年規則91号〕

(知事以外の道の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供方法)

第3条 条例第6条の規定による都道府県知事保存本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務省告示によるものとする。

一部改正〔平成27年規則91号〕

(条例別表第1の規則で定める事務)

第4条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、次に掲げる者（その者が法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下同じ。）である場合にあっては、その役員（法人でない社団又は財団におけるその代表者又は管理人を含む。以下同じ。）又は清算人）の出生の年月日の確認とする。

- (1) 納税義務者又は納税義務があると認められる者
- (2) 納税者、特別徴収義務者、第二次納税義務者又は地方税法（昭和25年法律第226号）第16条第1項第6号の保証人（これらの者の相続人その他の一般承継人を含む。）
- (3) 地方税法第16条第1項第1号から第5号までの担保を提供した者（その相続人その他の一般承継人を含むものとし、前号に掲げる者を除く。）
- (4) 過誤納金若しくは還付金の還付を受けるべき者（その相続人その他の一般承継人を含む。）又はその者から当該過誤納金若しくは還付金の受領の委任を受けた者
- (5) 納税管理人
- (6) 次に掲げる者（滞納処分（その例による処分を含む。）を行おうとする場合に限る。次条第2項第1号キにおいて「滞納者財産権利者等」という。）
 - ア 滞納者が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているものの権利者
 - イ 滞納者の財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者
 - ウ 滞納者の財産を占有する第三者又はこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

エ 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

(7) 市町村税その他の徴収金の賦課又は徴収に関する調査の対象である者（前各号に掲げる者を除く。）

2 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、前項第2号、第3号、第5号又は第6号に掲げる者その他徴収金の徴収に関する調査の対象である者（これらの者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人）の出生の年月日の確認とする。

3 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、犯則嫌疑者又は参考人（これらの者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人）の出生の年月日の確認とする。

4 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、納付義務者（その相続人その他の一般承継人を含むものとし、納付義務者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人とする。以下同じ。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

5 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、納付義務者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

6 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、次に掲げる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

(1) 納付義務者（費用の徴収の対象となる本人及びその扶養義務者を除く。）

(2) 次に掲げる者（その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人）（滞納処分の場合により処分を行おうとする場合に限る。次条第2項第1号キを除き、以下「滞納者財産権利者等」という。）

ア 滞納者が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているものの権利者

イ 滞納者の財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者

ウ 滞納者の財産を占有する第三者又はこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

エ 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

7 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、納付義務者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）若しくは介護保険法（平成9年法律第123号）又は市町村の条例による保険料の徴収の対象となる者を除く。）又は滞納者財産権利者等の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

8 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号のいずれかに掲げる事業の用に供するための土地若しくはその土地にある物件について所有権を有する者（その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人。次条第28項において同じ。）又は当該土地、当該物件若しくは当該事業の用に供するための河川の敷地、海底若しくは流水、海水その他の水に関して所有権以外の権利を有する者（その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人。同項において同じ。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

9 条例別表第1の9の項の規則で定める事務は、納付義務者又は滞納者財産権利者等の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

10 条例別表第1の10の項の規則で定める事務は、納付義務者又は滞納者財産権利者等の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

11 条例別表第1の11の項の規則で定める事務は、家賃又は駐車場その他の共同施設の使用料の納付義務者（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅の入居者を除く。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

12 条例別表第1の12の項の規則で定める事務は、納付義務者又は滞納者財産権利者等の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

13 条例別表第1の13の項の規則で定める事務は、資金の返還に係る債務者又は保証人（これらの者の相続人その他の一般承継人を含む。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

一部改正〔平成27年規則14号・109号・28年18号・31年11号・令和2年87号・3年28号〕

（条例別表第2の規則で定める事務）

第5条 条例別表第2の1の事項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
- (2) 給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査
- (3) 給付を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

2 条例別表第2の2の事項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる者（その者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人）の出生の年月日の確認
 - ア 納税義務者又は納税義務があると認められる者
 - イ 納税者、特別徴収義務者、第二次納税義務者又は地方税法第16条第1項第6号の保証人（これらの者の相続人その他の一般承継人を含む。）
 - ウ 地方税法第16条第1項第1号から第5号までの担保を提供した者（その相続人その他の一般承継人を含むものとし、イに掲げる者を除く。）
 - エ 過誤納金若しくは還付金の還付を受けるべき者（その相続人その他の一般承継人を含む。）又はその者から当該過誤納金若しくは還付金の受領の委任を受けた者
 - オ 納税管理人
 - カ 免税軽油使用者
 - キ 滞納者財産権利者等
 - ク 道税その他の徴収金の賦課又は徴収に関する調査の対象である者（アからキまでに掲げる者を除く。）

- (2) 耐震基準適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例の適用があるべき旨の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答

- (3) 耐震基準適合既存住宅等若しくは耐震基準不適合既存住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額若しくは還付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

- (4) 耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額若しくは還付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

- (5) 身体障害者と生計を一にする者が専ら身体障害者のために運転する自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割若しくは所有に対して課する自動車税の種別割に係る減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

- (6) 地方税法附則第29条の10第1項の規定により知事が行うものとされた3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割に係る減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

3 条例別表第2の3の事項の規則で定める事務は、前項第1号イ、ウ又はオからキまでに掲げる者その他徴収金の徴収に関する調査の対象である者（これらの者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人）の出生の年月日の確認とする。

4 条例別表第2の4の事項の規則で定める事務は、犯則嫌疑者又は参考人（これらの者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人）の出生の年月日の確認とする。

5 条例別表第2の5の事項の規則で定める事務は、私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）における授業料の負担の軽減を図るための補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

6 条例別表第2の6の事項の規則で定める事務は、私立の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の専攻科における授業料の負担の軽減を図るための支援金（次条第3項において「支援金」という。）の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

7 条例別表第2の7の事項の規則で定める事務は、私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）及び私立の高等学校又は中等教育学校の後期課程の専攻科における授業料以外の教育に係る経費の負担の軽減を図るための給付金（次条第4項において「給付金」という。）の支給の申請の

- 受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。
- 8 条例別表第2の8の事項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 高等学校等を退学した後に私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - (2) 前号の審査において認定された内容の変更に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - 9 条例別表第2の9の事項の規則で定める事務は、行政書士法施行細則（昭和26年北海道規則第64号）第1条第1項の行政書士試験合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。
 - 10 条例別表第2の10の事項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 特定の開発行為の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (2) 特定の開発行為の許可に基づく地位の承継の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (3) 特定の開発行為の許可を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
 - 11 条例別表第2の11の事項の規則で定める事務は、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第61条第1項の指示又は同条第3項の命令を受けるべき者（その者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人）の生存の事実又は氏名、出生の年月日若しくは住所の確認とする。
 - 12 条例別表第2の12の事項の規則で定める事務は、次に掲げる者（その者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人）の生存の事実又は氏名、出生の年月日若しくは住所の確認とする。
 - (1) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第7条第1項の指示又は同法第8条第1項若しくは第2項若しくは第8条の2第1項若しくは第2項の命令を受けるべき者
 - (2) 特定商取引に関する法律第14条第1項若しくは第2項の指示又は同法第15条第1項から第3項まで若しくは第15条の2第1項若しくは第2項の命令を受けるべき者
 - (3) 特定商取引に関する法律第22条第1項の指示又は同法第23条第1項若しくは第2項若しくは第23条の2第1項若しくは第2項の命令を受けるべき者
 - (4) 特定商取引に関する法律第38条第1項から第4項までの指示又は同法第39条第1項から第5項まで若しくは第39条の2第1項から第4項までの命令を受けるべき者
 - (5) 特定商取引に関する法律第46条第1項の指示又は同法第47条第1項若しくは第2項若しくは第47条の2第1項若しくは第2項の命令を受けるべき者
 - (6) 特定商取引に関する法律第56条第1項若しくは第2項の指示又は同法第57条第1項から第3項まで若しくは第57条の2第1項若しくは第2項の命令を受けるべき者
 - (7) 特定商取引に関する法律第58条の12第1項の指示又は同法第58条の13第1項若しくは第2項若しくは第58条の13の2第1項若しくは第2項の命令を受けるべき者
 - (8) 特定商取引に関する法律第66条第2項の密接関係者、同条第3項の販売業者等から業務の委託を受けた者又は同条第4項の販売業者等と取引する者
 - 13 条例別表第2の13の事項の規則で定める事務は、次に掲げる者（その者が法人である場合にあっては、その役員又は清算人）の生存の事実又は氏名、出生の年月日若しくは住所の確認とする。
 - (1) 北海道消費生活条例（平成11年北海道条例第43号）第9条第3項の勧告を受けるべき事業者
 - (2) 北海道消費生活条例第9条の2の情報の提供に係る事業者
 - (3) 北海道消費生活条例第15条第2項の勧告を受けるべき事業者
 - (4) 北海道消費生活条例第15条の2第3項の勧告を受けるべき事業者
 - (5) 北海道消費生活条例第17条第3項の勧告を受けるべき事業者
 - (6) 北海道消費生活条例第17条の2の情報の提供に係る事業者
 - (7) 北海道消費生活条例第19条第2項の勧告を受けるべき事業者
 - (8) 北海道消費生活条例第20条第2項の勧告を受けるべき事業者
 - (9) 北海道消費生活条例施行規則（平成12年北海道規則第29号）第40条各号に掲げる者
 - 14 条例別表第2の14の事項の規則で定める事務は、借受人又は保証人（これらの者の相続人その他の一般承継人を含む。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

- 15 条例別表第2の15の事項の規則で定める事務は、借受者又は連帯保証人（これらの者の相続人その他の一般承継人を含む。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 16 条例別表第2の16の事項の規則で定める事務は、借受者又は連帯保証人（これらの者の相続人その他の一般承継人を含む。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 17 条例別表第2の17の事項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 特定疾患に係る治療研究費の交付の対象となる患者及びその保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
 - (2) 特定疾患医療受給者証（特定疾患に係る治療研究費の交付の対象となる患者であることを証する書類をいう。以下この項において「受給者証」という。）の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (3) 受給者証の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
 - (4) 第2号の審査において認定された内容の変更に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (5) 特定疾患に係る治療研究費の交付に関し難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第37条の規定の例による資料の提供等の求めを行う場合における当該特定疾患の患者、その保護者若しくは配偶者又はその患者の属する世帯主その他その世帯に属する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
 - (6) 特定疾患患者認定書（道内に住所を有する特定疾患の患者であって、特定疾患に係る医療について生活保護法（昭和25年法律第144号）その他の法令の規定による国又は地方公共団体からの医療給付を受けていることにより特定疾患に係る治療研究費の交付の対象とならないものであることを証する書類をいう。以下この項において「認定書」という。）の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (7) 認定書の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
 - (8) 受給者証と認定書との切換えの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 18 条例別表第2の18の事項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 共済制度の加入の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答
 - (2) 年金受給権者の現況の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 19 条例別表第2の19の事項の規則で定める事務は、借受者又は連帯保証人（これらの者の相続人その他の一般承継人を含む。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 20 条例別表第2の20の事項の規則で定める事務は、北海道中小企業近代化資金貸付規則を廃止する規則（平成12年北海道規則第84号）による廃止前の北海道中小企業近代化資金貸付規則（昭和31年北海道規則第170号）の資金の借主（その相続人その他の一般承継人を含むものとし、当該借主が法人である場合にあつては、その役員又は清算人とする。）又は連帯保証人（その相続人その他の一般承継人を含む。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 21 条例別表第2の21の事項の規則で定める事務は、北海道中小企業高度化資金貸付規則（昭和42年北海道規則第157号）の資金の借受者（その相続人その他の一般承継人を含むものとし、当該借受者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人とする。）又は連帯保証人（その相続人その他の一般承継人を含む。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 22 条例別表第2の22の事項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (2) 登録事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
 - (3) 採石業者（その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人）又は採石業務管理者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
- 23 条例別表第2の23の事項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (2) 登録事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
 - (3) 砂利採取業者（その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人）又は砂利採取業務主任者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

- 24 条例別表第2の24の事項の規則で定める事務は、北海道職業訓練手当支給規則（昭和41年北海道規則第107号）第10条第1項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。
- 25 条例別表第2の25の事項の規則で定める事務は、販売者の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。
- 26 条例別表第2の26の事項の規則で定める事務は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第22条第1項若しくは第2項前段又は第23条第1項若しくは第2項前段の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。
- 27 条例別表第2の27の事項の規則で定める事務は、納付義務者又は滞納者財産権利者等の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 28 条例別表第2の28の事項の規則で定める事務は、土地収用法第3条各号のいずれかに掲げる事業の用に供するための土地若しくはその土地にある物件について所有権を有する者又は当該土地、当該物件若しくは当該事業の用に供するための河川の敷地、海底若しくは流水、海水その他の水に関して所有権以外の権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。
- 29 条例別表第2の29の事項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 開発行為の許可の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (2) 開発行為の許可に基づく地位の承継の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (3) 開発行為の許可を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
- 30 条例別表第2の30の事項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 屋外広告業の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (2) 屋外広告業の更新の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (3) 屋外広告業の登録事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
 - (4) 屋外広告業者（その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人）又は業務主任者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
 - (5) 管理者の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
 - (6) 管理者（その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認
- 31 条例別表第2の31の事項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - (2) 元売りさばき人又は売りさばき人の氏名等の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 一部改正〔平成27年規則14号・71号・109号・28年18号・29年7号・66号・30年15号・31年11号・令和元年56号・2年87号・95号・3年12号・28号・4年22号〕
- （条例別表第3の規則で定める事務）

- 第6条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）による授業料等の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。
- 2 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は、北海道公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付条例（昭和49年北海道条例第13号）による学資金の貸付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。
- 3 条例別表第3の3の項の規則で定める事務は、公立の高等学校又は中等教育学校の後期課程の専攻科における支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。
- 4 条例別表第3の4の項の規則で定める事務は、国立又は公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）及び国立又は公立の高等学校又は中等教育学校の後期課程の専攻科における給付金の

支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

- 5 条例別表第3の5の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 高等学校等を退学した後に公立の高等学校等に入学した者に対する支援金（次号において「支援金」という。）の支給に係る受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - (2) 支援金の支給に係る収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 6 条例別表第3の6の項の規則で定める事務は、特別支援学校等への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。
- 7 条例別表第3の7の項の規則で定める事務は、道立の中等教育学校の前期課程における学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費についての援助の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。
- 8 条例別表第3の8の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
 - (1) 道立の高等学校の募集停止に伴う高等学校の生徒の通学又は下宿に要する経費の負担の軽減を図るための補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - (2) 前号の審査において認定された内容の変更に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 9 条例別表第3の9の項の規則で定める事務は、住民監査請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
- 10 条例別表第3の10の項の規則で定める事務は、次に掲げる者（その者が法人である場合にあつては、その役員又は清算人）の生存の事実又は氏名、出生の年月日若しくは住所の確認とする。
 - (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第4項本文の命令を受けるべき者
 - (2) 道路交通法第51条の4第6項の通知を受けるべき者
 - (3) 道路交通法第51条の4第13項の督促を受けるべき者
 - (4) 道路交通法第51条の4第14項の徴収を受けるべき者一部改正〔平成26年規則16号・30年14号・31年11号・令和2年87号〕

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
（北海道恩給条例施行規則の一部改正）
- 2 北海道恩給条例施行規則（大正13年北海道庁令第56号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（北海道税条例施行規則の一部改正）
- 3 北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（行政書士法施行細則の一部改正）
- 4 行政書士法施行細則の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（北海道自然環境等保全条例施行規則の一部改正）
- 5 北海道自然環境等保全条例施行規則（昭和49年北海道規則第14号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（北海道心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正）
- 6 北海道心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年北海道規則第47号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（北海道屋外広告物条例施行規則の一部改正）

- 7 北海道屋外広告物条例施行規則（昭和26年北海道規則第17号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（北海道収入証紙条例施行規則の一部改正）
- 8 北海道収入証紙条例施行規則（昭和34年北海道規則第63号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
 - 附 則（平成26年3月28日規則第16号）
この規則は、平成26年6月1日から施行する。
 - 附 則（平成27年3月20日規則第14号）
この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則（平成27年7月21日規則第71号）
この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則（平成27年12月15日規則第91号）
この規則は、平成28年1月1日から施行する。
 - 附 則（平成27年12月28日規則第109号抄）
（施行期日）
 - 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
附 則（平成28年3月18日規則第18号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（平成29年2月24日規則第7号）
 - 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
 - 2 北海道税条例等の一部を改正する条例（平成28年北海道条例第78号）附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる平成28年度分までの自動車税の課税免除に係るこの規則による改正前の住民基本台帳法施行条例施行規則第5条第2項第4号に規定する事務の遂行のための住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の15第1項に規定する都道府県知事保存本人確認情報の利用については、なお従前の例による。
附 則（平成29年10月17日規則第66号）
この規則は、平成29年12月1日から施行する。
附 則（平成30年3月30日規則第14号抄）
（施行期日）
 - 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
附 則（平成30年3月30日規則第15号）
この規則は、平成30年4月1日から施行する。
附 則（平成31年3月8日規則第11号抄）
（施行期日）
 - 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
附 則（令和元年12月24日規則第56号）
 - 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - 2 この規則による改正前の住民基本台帳法施行条例施行規則第5条第2項第4号に規定する事務を遂行する場合における住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の15第1項に規定する都道府県知事保存本人確認情報の利用については、なお従前の例による。
附 則（令和2年10月13日規則第87号抄）
（施行期日）
 - 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。（後略）
附 則（令和2年11月27日規則第95号）
この規則は、令和2年12月1日から施行する。
附 則（令和3年2月26日規則第12号）
この規則は、令和3年4月1日から施行する。
附 則（令和3年3月31日規則第28号抄）
（施行期日）
 - 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第22号）
この規則は、令和4年6月1日から施行する。